

「企業所得税優遇政策を享受する 新規設立企業の認定規準に関する通知」

2006年1月17日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

**財政部国家税務総局「企業所得税優遇政策を享受する新規設立企業の認定基準に関する通知」
が公布されました**

財税[2006]第1号

社会経済の不断の発展および企業改革の着実な深化に従い、企業所得税優遇政策を享受する新規設立企業の認定基準について不明確な点が多いという問題が生じている。研究検討を経た結果、ここに企業所得税を一定期間減税あるいは免税する新規設立企業の認定基準について以下の通り改めて明確にする。

一、企業所得税を一定期間減税あるいは免税する新規設立企業の規準

1. 国家法律、法規及び関連規定により工商行政主管部門で設立登記手続きを行い、新規に登記設立した企業であること。

2. 新規設立企業の権益性出資人(株主<出資者;原文:股東>あるいはその他権益投資方)の実際に出資する固定資産、無形資産等非貨幣性資産の類型出資額が新規操業企業の登録資本金に占める割合が一般に25%を超えないこと。

そのうち、新規設立企業の登録資本金は工商行政管理部門で登記した実収資本あるいは株式資本金とする。非貨幣性資産とは建築物、機器、設備等固定資産、並びに特許権、商標権、非特許技術等無形資産を包括する。新規設立企業の権益性投資人が非貨幣性資産をもって出資する場合は、有資格の会計(監査、税務)事務所の評価を経て、評価後の価値により出資金額とする;未評価の場合、納税人が同類資産あるいは類似資産を当日または直近月の市場価格で提供し、主管税務機構が裁定する。

二、新規設立企業が企業所得税の一定期間の減税あるいは免税優遇政策期間にあり、権益性投資人及びその関連側の非貨幣性資産の累計買入が登録資本金の25%を超える場合は、関連の企業所得税減免税政策の優遇を継続することはできない。

三、本通知は発布の日(2006年1月9日)から施行する。国家税務局、地方税務局の新規設立企業に関する具体的所管範囲は本通知規定の新規設立企業の規定に従い認定する。本文発布前については、国家税務局あるいは地方税務局が実際に所管する企業は、その所管範囲を調整を行わず、既に新規設立企業所得税優遇政策を享受する新規設立企業として批准されている場合は、規定に従い期限到来まで執行することができる。

四、《国家税務総局 企業所得税に関する数個の具体的問題に関する通知》(国税発[1994]229号)のうち、「六、新規設立企業概念」およびその認定条件は同時に廃止する。

財政部 国家税務総局
2006年1月9日

参考;国家税務総局(国税発[1994]229号)

[「企業所得税に関する数個の具体的問題に関する通知」](#)